

一般社団法人みんなのお家ハルハウス

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人みんなのお家ハルハウスと称する。

(事 務 所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、子ども若者及びその保護者を中心にして、またその支援者に向けて日常生活等に関する支援を行い、活動を通じて得た知見を、広く社会に啓発することで、持続可能で豊かな社会を実現することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子ども食堂の開催及び子どもの居場所づくり支援事業
2. 若者に対する日常生活、社会生活等に関する支援事業
3. ひとり親家庭をはじめとする保護者等への支援事業
4. 支援者のサポート及び支援者によるネットワークづくり事業
5. 印刷物の出版、講演会等による啓発活動
6. 物品・飲食料品等の販売事業
7. 前各号に掲げる事業に附帯関連する一切の事業
8. その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公 告 方 法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入 会)

第 6 条 この法人の目的に賛同または事業に賛助するため入会した者を正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員

とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

- 2 前項における団体とは法人のほか、社会通念上、「団体としての組織を備えるとともに多数決の原則が行われ、構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、かつ組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定している」と認められる社団でなければならない。
- 3 当法人に入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、当法人所定の様式による入会の申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。
- 4 代表理事は、入会希望者が、社員総会で定める入会の基準に満たない場合のほか、次に掲げる者のいずれかに該当すると認めたときは、その入会を承認しないことができる。
 - 一 法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
 - 二 当法人または当法人が所属し、加盟し、または賛助する団体から除名された者
 - 三 次条の定めるところによる経費又は入会金、会費若しくは賛助会費を負担する資力がない者またはその負担を拒む者
 - 四 故意または重大な過失により、当法人もしくは当法人の他の会員に損害を与える、またはその著しいおそれのある者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、会員となることにより当法人の他の会員に共通する利益を著しく害するおそれのある者

（経費等の負担、入会金及び会費）

第 7 条 社員（正会員）は、当法人が行う事業活動において経常的に生ずる費用（以下「経費」という。）を負担する義務を負い、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の退会）

第 8 条 会員は、当法人の規則の定めるところにより退社（以下「退会」という。）すべき日の1か月以上前に退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、急病、不慮の事故その他やむを得ない事情があるときは、その事情を明らかにした退会届を提出して、直ちに退会することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、会員は、次に掲げる事由により当法人の社員たる資格を喪失し、退会する。
- 一 第6条第4項第1号から第3号に掲げる者のいずれかに該当したとき
 - 二 死亡若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
 - 三 1年以上第7条所定の支払義務を履行しなかつたとき
 - 四 除名されたとき
 - 五 総正会員の同意があったとき

(除名)

第9条 当法人は、会員が当法人の名誉を毀損し又は当法人の目的に反する行為をし若しくは会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法の定めに従い、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、当該会員を除名することができる。

(会員の退会に伴う権利及び義務)

- 第10条 会員が、前2条の規定により退会したときは、当法人に対する会員としての権利を喪失し、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員が退会しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、一般法人法の定めるところにより、すべての正会員からなる社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、すべての正会員をもって構成する。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて隨時開催する。

(权限)

- 第13条 社員総会は、次の事項を決議する。
- 一 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - 二 正会員の除名
 - 三 役員の選任及び解任

- 四 第24条に定める報酬等の額及びその規定
- 五 各事業年度の事業報告及び決算報告並びにその承認
- 六 定款の変更
- 七 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 八 解散及び残余財産の処分
- 九 合併、事業の全部若しくは事業の重要な一部の譲渡
- 十 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招 集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により、代表理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

- 第15条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議 決 権)

- 第16条 各正会員は、各1個の議決権を有する。
- 2 各正会員は、当法人の正会員又は代表理事の承認を得た者を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会ごとにあらかじめ当法人に書面による委任状を提出しなければならない。

(議 長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、当該社員総会において出席した正会員または理事の中から議長を選出する。

(議 事 錄)

- 第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の終結の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第19条 当法人に理事3名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を理事の互選により代表理事に選定する。

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第21条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括して執行する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 理事が次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務を執行することができないと認められたとき
- 二 職務上、顕著な義務違反があると認められたとき

(報酬等)

第24条 理事が、その報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。なお、当該弁償の額については、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- 三 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計 算

(事業年度及び剰余金)

- 第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(財産の構成)

- 第27条 当法人の財産は、事業年度内における次に掲げる収入をもって構成する。

- 一 入会金及び会費
- 二 寄附金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 財産から生じる収入
- 五 その他の収入

(事業計画及び収支予算)

- 第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。
- これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 定款及び社員名簿並びに前項の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第32条 当法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、残余財産の分配を行わない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第34条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

岡山県倉敷市水島東川町7番7号

設立時代表理事	井 上 正 貴
設立時 理 事	井 上 正 貴
設立時 理 事	小 田 昌 加
設立時 理 事	一 丸 早 岐
設立時 理 事	高 見 莉 奈

(設立時社員の名称及び住所等)

第35条 設立時社員の商号又は名称及び住所等は、次のとおりである。

設立時社員

1. 住 所	岡山県倉敷市水島東川町7番7号
名 称	井 上 正 貴

2. 住 所 岡山県倉敷市水島東川町7番7号
名 称 井 上 優 子

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

本書面は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和 年 月 日

一般社団法人みんなのお家ハルハウス
代表理事 井 上 正 貴